

開 議

○町田義昭議長 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員はございません。よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

ここで暫時休憩いたします。再開はブザーをもってお知らせいたします。

午前10時00分 休憩

午前10時41分 再開

○町田義昭議長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

ここで、本日の本会議運営について議会運営委員会の報告を求めます。

高橋孝夫議会運営委員長。

(高橋孝夫議会運営委員長登壇)

○高橋孝夫議会運営委員長 おはようございます。

本日の本会議運営について、先ほど議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果をご報告いたします。

初めに、議案第15号 指定管理者の指定についての撤回について、市長から撤回理由の説明を受け、質疑、表決を行います。表決の方法は、簡易採決を予定しております。

次に、今月1日の本会議において、各常任委員会及び予算特別委員会に付託をされました議案及び請願などの審査結果を各常任委員会委員長、予算特別委員会委員長から報告を受け、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

なお、議案第1号に反対2名、賛成1名の討

論の通告がなされております。

次に、本日、追加提案されます議案について申し上げます。追加議案は、議事日程第5号のとおり、諮問3件、議会案3件であります。追加議案の審議につきましては、付託議案の表決終了後に議長から委員会付託を省略し、全員による審議を諮っていただき、決定後、それぞれ提案説明を受け、質疑、討論、表決を行います。

なお、人事案件については、申し合わせの通り提案説明後、質疑と討論を省略し、直ちに表決することといたします。

追加議案の審議終了後、議長から議員派遣の報告をいただいた後、閉会中における継続審査申し出書を発議いただき、表決を行います。

全議案の審議終了後、市長からあいさつを受けて定例会を閉会することといたします。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願いを申し上げ、報告といたします。

○町田義昭議長 本日の会議は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、配付しております議事日程第5号をもって進めます。

それでは、直ちに本日の会議に入ります。

日程第1 議案第15号 指定管理者の指定についての撤回について

○町田義昭議長 日程第1、議案第15号 指定管理者の指定についての撤回についての1件を議題といたします。

撤回理由の説明を求めます。

内谷重治市長。

(内谷重治市長登壇)

○内谷重治市長 議案第15号 指定管理者の指定につきましては、長井市議会会議規則第19条第1項の規定によりまして、議案を撤回いたしたくご説明申し上げます。

初めに、議案の撤回という事態に至りましたことを深くおわび申し上げます。

指定管理者の指定の議案につきましては、職業訓練法人長井職業訓練協会を指定管理者に指定し、長井市民体育館、長井市勤労青少年ホーム及び長井市勤労者テニスコートの管理を行わせるため、去る3月1日に提出いたしまして、産業・建設常任委員会へ付託の上、ご審議いただいたものでございますが、このたび撤回をお願いいたすものでございます。

撤回の理由といたしましては、指定管理者として指定するためご提案申し上げておりました職業訓練法人は、行うことができる業務に大きな制約があり、指定管理者の受託ができない団体であったことが判明したことから、撤回をお願いいたすものでございます。

このような事態になりましたことは、受託できるかどうかの確認を怠ったことが一番の原因でございます。深くおわび申し上げますとともに、今後このようなことが起こらないよう注意し、関係職員の処分についても検討してまいりますので、何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

このたびの議案提出及び撤回の経過でございますが、公の施設の管理運営につきましては、地方自治法の改正によりまして、直営か指定管理者によることとされ、本市におきましても行財政改革推進計画2006～集中改革プラン～によりまして指定管理者制度を進めていくことが方針化されております。その計画により、平成20年度から文教の杜、平成21年度から市立図書館、各地区公民館が指定管理者による管理運営を行っております。

長井市勤労センターにおきましては、平成22年度からの実施と計画されており、その方針に従って進めてまいったものでございます。当初、長井市勤労センターとして構成するすべての施設を一体として指定管理者に施設の管理を行わ

せることを検討してまいりましたが、雇用・能力開発機構が所有する長井地域職業訓練センターの扱いが問題となり、当該センターの運営を所管する山形県商工労働観光部雇用労政課に照会したところ、所有が雇用・能力開発機構にあるので、一体となつての指定管理はできないとの回答があり、市が所有する3施設を指定管理者に管理を行わせる方針に至ったものでございます。

勤労センターを構成する施設内には中央地区公民館を運営している中央地区公民館運営協議会と高等職業訓練校を運営している職業訓練法人長井職業訓練協会の2団体が事務所機能を有していることから、新たに別の団体を指定管理者として公募せず、いずれかの団体に施設の管理をお願いすることが適当ということで進めてまいりました。

勤労センターは、施設が建設後30年近くたつて設備等が老朽化しておりまして、施設の維持管理が一番重要であることから、そのノウハウにすぐれている長井職業訓練協会を指定管理者としてお願いするため、議案を提出させていただいたところでございました。

去る3月15日に、山形県商工労働観光部雇用労政課による長井職業訓練協会の定例の事務指導がございまして、その際、当該協会が指定管理者として施設の管理を行う説明をしたところ、職業訓練法人による指定管理者としての施設の管理は、職業訓練法人の設立根拠となります職業能力開発促進法第33条の職業訓練法人が行える業務に抵触する可能性を指摘されたことから、3月19日に市の担当職員が県に出向き、最終的な打ち合わせを行うなどいたしまして、今後のあり方を検討いたしました。本議案を撤回するしかないという結論に至ったところでございます。

指定管理者の指定の議案は、産業・建設常任委員会に付託いただき、ご審議の上、採決いた

いただきましたが、この議案撤回ということを受く受けとめ、重ねて深くおわび申し上げますとともに、今後このようなことが二度と起こらないよう十分に調査の上、議案を提出するよう注意してまいります。

なお、今後の長井市民体育館、長井市勤労青少年ホーム及び長井市勤労者テニスコートを指定管理者に管理を行わせることについてでございますが、本年10月をめどに再度指定管理者に管理を行わせるよう手続を進めてまいります。

以上でございますが、何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

○町田義昭議長 説明が終わりました。

ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

10番、高橋孝夫議員。

○10番 高橋孝夫議員 先ほど産業・建設常任委員会協議会に配付された資料があるんです。私どもは、それをもらってないんですよ。それをいただいて、その上で、再度どういうことなのか担当課長から説明を受けた後、質疑というふうに取り計らっていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○町田義昭議長 わかりました。では、そのようにさせていただきたいと思いますので、担当課長の方からまず資料の提出をいただいて、その後説明をしていただくという形をとっていただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前10時53分 再開

○町田義昭議長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

齋藤理喜夫商工観光課長。

○齋藤理喜夫商工観光課長 それでは、先ほどの産業・建設常任委員会協議会の方に提出をさせていただきました資料に基づきましてご説明をさせていただきたいと思います。

まず、選定の経過でございますが、先ほど市長の説明の中にも出されておりますが、平成22年度から勤労センターの指定管理を行うというふうな改革プランの中で示されておるというふうなこと、それから施設の中に事務所を有する2つの団体があるわけでございますが、特に指定管理の主な業務が施設の維持管理というふうなことで、そのノウハウあるいは有資格者を有する団体が望ましいだろうというふうな考え方で、これまで準備を進めてきたというふうなことでございます。

9月議会におきまして条例の改正案を提案させていただき、12月議会におきましては債務負担行為の設定をさせていただき、3月の議会、今議会におきまして指定についてご提案を申し上げたというふうな状況でございます。

2番目の法的な検討経過と国の回答というふうなところでございますが、庁内におきまして、ここで法令審査会というふうな上げてございまして、条例改正に係る法令審査というふうなことでございます。ここで改めて上げるのは不適切だったかなというふうな反省してございまして、なお、選定委員会での検討の中で、協会を受託先とするというふうな部分につきましては、最終的には受託が可能であろうというふうな判断をして進めてきたものでございます。

しかし、3月の15日、県の雇用労政課の事務指導の際に、職業能力開発促進法第33条、別紙にあるかと思いますが、そちらの方の規定、いわば職業訓練法人ができる業務はこれこれですというふうな規定をされている条項でございますが、これに該当しない可能性があるというふうな指摘がなされたところでございます。県におきましても判断が難しいというふうなことで、

+

国の厚生労働省の方に照会をしていただいたというふうな状況がございます。

県の方に国の方から3月の17日に受託できない旨の回答があったというふうなことの連絡を受けました。3月の19日に県に担当の方で出向きまして、市のこれまでの検討内容を説明し、相談をいたしたわけでございますが、県の方から改めてその理由というところで上げております内容について説明をされ、最終的には委託が不可能であるというふうなことで判断をしたものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○町田義昭議長 ご質疑ございませんか。

17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 大変丁寧に説明していただきましたのでよくわかりましたが、幾つかについてお聞きしたいので、一問一答方式で許可をお願いしたいということがまず1点お願いします。いかがですか。

+ ○町田義昭議長 そのようにしてください。

○17番 蒲生吉夫議員 答弁者は商工観光課長でいいですね。いろいろこの問題、こういうふうに撤回するぞというときに、実はこれ去年の9月定例会の会議録、産建常任委員会で説明された会議録を持ってきました。議案第76号として勤労青少年ホームの条例の一部を改正する条例、議案第77号として長井市勤労者テニスコート設置条例の一部を改正する条例の制定について、これのときに質疑で答えてるのは勤労センターの所長だけなんですね、ずっと。多分全部だと思います。なので、どの程度まで商工観光課長がこの問題で認識してるかというのは、ちょっと私もわかりません。わかりませんが、その議案にも私たちは反対してきました。先ほど説明があった12月の補正予算のときに債務負担行為をしたときにも反対してきました。

今回の議案はどうかというと、私らは、指定管理者がはっきりして、今回の議案については

一般的には賛成してるんです。それは公民館のときもそういうふうになりました。文教の杜もそういうふうになりました。今回も、議案を賛成の立場に立って考えてきてるんですね。

問題になるところは幾つかあるので、今度は具体的な問題、今、商工観光課長に説明いただいた、協会を委託先とするには定款上の問題があることは認識しというふうになっておりますけれども、しかし、その後の説明ですね、受託先とするには定款上の問題があることは認識し、その改定が行えれば受託可能であると判断しておったものでありますという部分というのは、改定できるかどうかというのは商工観光課の問題でもないですね。協会独自の問題だと思うんですね。改定すれば大丈夫だというふうな根拠というのは、どこに求めたのか。検討経過があると思うんですね。根拠もなしに大丈夫だというふうに判断したのではないと思いますので、そこについて、まず最初にお聞かせください。

○町田義昭議長 齋藤理喜夫商工観光課長。

○齋藤理喜夫商工観光課長 お答えいたします。

定款の変更が行えればというのは、定款の中にこのような業務を行うことができるというふうな項目があればよろしいだろうというふうなことで認識しておったというふうなことでございます。ただ、前提としての職業能力開発促進法、ここの部分の認識といたしますか、見きわめが足らなかったというふうなことでございます。

○町田義昭議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 ここの部分というのは、昨年9月定例会の前に検討しなかったんですか。検討した経過は少なくとも常任委員会では報告なされていませんが、9月以前に検討していないんですか。そこはどうですか。

○町田義昭議長 齋藤理喜夫商工観光課長。

○齋藤理喜夫商工観光課長 お答え申し上げます。

条例の改正案の時点では、定款の改正が必要であろうというふうな認識はあったというふう

に思います。

○町田義昭議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 改正が必要だという認識はあったということですが、そのことは協会と協議をした上で9月議会の提案というふうになったのでしょうか。非公募としてますよね。こことしかならないというふうにしてるんですね。それ以前に検討したんですか、協会の役員と。

○町田義昭議長 齋藤理喜夫商工観光課長。

○齋藤理喜夫商工観光課長 勤労センター所長の方から協会の方にお話をしていたというふうなことでございます。

○町田義昭議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 ということは、そこで協会の方は大丈夫だという結論を得ない限り議案の提案はないと思うんですが、そのことは協議が済まされたんですか。

○町田義昭議長 齋藤理喜夫商工観光課長。

○齋藤理喜夫商工観光課長 勤労センター所長と協会の方の協議の中で、定款の変更の準備をしていただけるものだというふうに認識しておいたというふうに考えてございます。

○町田義昭議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 それじゃあ条例案を提案する根拠にならないんですよね、商工観光課長。だから、どこまでわかってるのかというふうに最初に聞いたんですけれども。勤労センターの所長は、ずっと去年の春からここにかかってくるんですよね。そうでしょう。具体的なもので聞けば、もっと大変だなと思うんですよ。来年度から指定管理者にする予定で雇用してる人がいますね。もう採用してるんだと思いますね。それをどうするかとか、これ大変な問題だと私は思います。

わかったのが今、市長の説明でいうと、定例の事務指導の場でわかったということですよ、できないことが。定例の事務指導がこの時期になかったら、気づかれないまま契約していたと

いうことになるのでしょうか。そこはどうか。

○町田義昭議長 齋藤理喜夫商工観光課長。

○齋藤理喜夫商工観光課長 確かに県の方の事務監査の際に疑義を出していただければ大変な事態に陥ったというふうなことが予想されま

す。

○町田義昭議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 別に商工観光課長だけ問題があるなんて私は思いませんけれども、何かばれなければやってしまうというような体質に私は感じるんですよね。以前に地場産業振興センターに商工観光課が入っていきたいというふうな予算を組んだんですね。私は、「県の方と相談したらどうですか」と言ったら、それやめたんですよ、やっぱりできなかったというふうに。その後、いろいろ私、言われました。「おまえが反対したから商工観光課があそこに行けなくなった」と、こういうふうに言う人がいますからね、私は何を言われても差し支えないですけども。ここで来なかったら気づかないでそのまま契約をした、すぐ4月から指定管理者が入っていったんじゃないですか。それと、雇用を予定してた人がいたのか、それをどうするかまで含めて、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○町田義昭議長 齋藤理喜夫商工観光課長。

○齋藤理喜夫商工観光課長 大変恐縮でございます。雇用の予定者というのは私、存じ上げていない状況でございます。

○町田義昭議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 指定管理者で何人の体制にするというふうに私の質問にも答えてるでしょう。それはもうこういう契約するために整っているわけだから、雇用する人も決まってるんだと思いますよ。これ困った話だと思いますよ。わからないって言うんだったらわからないままでは了としますが、予定していた人がい

+

るとすれば、路頭に迷うことのないようにまずそこはすべきだなというふうに思います。

市長にお伺いします。今回の問題で一番問題なのは、非公募としたことだというふうに私は感じているんです。指定管理者制度というのは原則公募ですからね。非公募にしたというのは、ここしかないからこれで行くぞという提案をしてるんですよ。私は「原則を守ってください」と、指定管理者に入るときに必ず言ってます。

「原則は公募だぞ」と。今回できなくても、ほかの団体があったんじゃないですか。だから、再度10月ごろまで検討していきたいというのは、ここしかないんじゃないなくて、やっぱりほかにもあるけれども、協会を指定したいというふうなことだったんじゃないですか。私は、基本的にはやっぱり原則を守ってもらいたいということがあるんですよ。そこはどうでしょうか。今回の問題は、私は非公募にあると思っています。そこはどうでしょう。

+ ○町田義昭議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

蒲生吉夫議員おっしゃるように、原則の公募といったものを今回のケースもきちんと貫く必要があったというふうにも思います。経過として、特にあの施設を管理する場合は、防火管理者、また危険物取扱主任者の資格を有する者が必要だと。まず、そういった場合に、あそこの中に入っております2団体の中で、たまたまその2つの資格を有する職員が現にいらっしゃるということから、できるだけ効率的に、なおかつ適正な指定管理者の金額で受けていただくには、公募より非公募の方がスムーズにいくんじゃないかという判断で、このたびは非公募にしてみました。ただ、10月から再度指定管理者としてまたお願いしたいというふうに思っておりますが、その際は公募でなければならないと、そのように反省してるところでございます。以上です。

○町田義昭議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 地方自治法の改定でこういうふうに変ってきた、もしくは指定管理者制度というふうに変ってきて、そうせざるを得ないというのも私、よくわかります。それは全面的に委託する方式はだめよというふうにしてるだけなんですね。ところが、そうでないのは、来年度から入ろうとしているのは致芳児童センターが入りますね。ところが、一部委託なんです。あと施設の管理と保育の部分だけを委託するんですよ。使用料の徴収業務だとか、そういう部分を委託するわけじゃないんですね。市に残るんですよ。その意味では、こういう地方自治法の改定のもとで、小泉内閣の当時の規制緩和による法改正なんですよ。それは何かというと、民間の事業者も、個人でなければだれでもが受けられるような制度にするというのがこの地方自治法の改正の趣旨なんですね。

ところが、私は、こういう法改正というのは必ずしも大都市部と、こういう地方の小都市と同じ扱いにしていいたほうがいいかという疑問がずっと前から残ってます。例えば都市部にある美術館、そういうところはひっきりなしに何月の何日から何日までどこそこが展示会する、その後は、すぐあかないように展示会するという、そういうところは、いろんなイベントを組みながら自助努力で利益を上げていけるという、そういう制度にしてるんですよ。例えば劇場なんかでも同じです。都市部にある劇場と、例えば長井の市民文化会館なんか、こういう比較の対照に全くならないわけですね。だから、結局やるところがないから、公募としたって建物も古いし、引き受けるところがないから、仕方なく非公募に入っていかがざるを得ないという、こういうことも多分考えられるんだと思います。全面委託がだめだと言ってるわけで、部分的な委託であつたら、私はやっぱり将来的には避けていくべきだというふうに思うんですね。

ただ、今回の3施設の指定管理者については全面ですから、これはやっぱりやっていくしかないというふうに判断したんだと思いますが、指定管理者制度そのものをどうするかというところの検討を私は行っていただきたいと思うんですね。既定方針で、こういうふうに何年にはどうするかという方針があるかだと思います。あるかと思いますが、政権ももうかわっています。かつての政権じゃないです。ただ、地方自治法は改定になってますから、それでも運営してるところがたくさんあるわけで、この法律はずっと生きてきます。けども、運用面でやっていく方法というのは幾つでも私はあると思うんですね。多様な選択肢があるというふうに考えていますので、もう一度、今後入っていく場合のことについての考え方についてお聞かせを願いたいと思います。

○町田義昭議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

私も、蒲生吉夫議員と同じように、指定管理者制度については、大都市圏と私ども地方の小都市とではやはりいろんな条件が違って、一律に考えるということは、さまざまな支障が生じる可能性があるというふうに思っております。いわゆる「官から民へ」というスローガン、これは確かに私ども小さい自治体でもできる部分もちろんありますけれども、それですべて民間にお任せするという事は、市民サービスの維持向上あるいは受けた指定管理者の労働者の条件とか、そういったことなども考えますと、これはある程度吟味しながら慎重に進めなければいけないというふうに思っております。

自立計画、集中改革プランの中でも、例えば文化会館あるいは学習プラザ、これも具体的に何年というふうに決まっておりますけども、なかなか条件が整わないだろうという部分についてはいろいろご批判もあるようですが、やはり少し状況を見て慎重にすべき指定管理者もある

なというふうに考えておりますので、蒲生吉夫議員がおっしゃいますようなことに今後も留意しながら、なおかつ指定管理者にして本当に市民から喜ばれるような、そういうところに基本的には原則まず優先度を考えながら検討してまいりたいというふうに思っております。

○町田義昭議長 ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 ほかに質疑もないので、質疑を終結し、採決いたします。

ただいま説明がありました議案第15号の撤回について、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○町田義昭議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第15号の撤回について、承認することに決定いたしました。

日程第2 議案第13号 辺地に係る総合整備計画について外28件

+

○町田義昭議長 次に、日程第2、議案第13号 辺地に係る総合整備計画についてから日程第30、議案第38号 平成22年度長井市一般会計補正予算第1号までの29件を一括議題といたします。

総務・文教常任委員会審査報告

○町田義昭議長 初めに、総務・文教常任委員会の審査の報告を求めます。

大道寺 信総務・文教常任委員長。

(大道寺 信総務・文教常任委員長登壇)

○大道寺 信総務・文教常任委員長 平成22年第1回市議会定例会において総務・文教常任委員